

社会福祉法人制度改革に関する主な注意点

※3月現在国会で継続審議中であり、提出案どおり成立した場合の改正内容に沿って記載しています。

(28年4月1日施行分)

◆1 地域における公益的な取組（第24条第2項）について

「社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」と規定し、「地域における公益的な取組」を実施する責務を位置付けています。

現時点においては、国の検討会の資料等で若干の例示がされているところですが、今後、国通知等で示された場合には、別途お知らせします。

◆2 特別の利益供与の禁止について（第26条の2）

理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えてはならないとされました。

「特別な利益」とは、国の作成した「公益認定等に関する運用について（公益認定ガイドライン）」や法人税法基本通達などにに基づき、経済的利益の供与、金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものなどを指し、法人が特定の個人に通常よりも低い賃借料で土地等を貸し付ける・譲渡すること、通常よりも高い賃借料により資産を貸借していること、特定の個人に対し過大な給与等を支給することなどが含まれます。

◆3 所轄庁の変更について（第30条）

主たる事務所が指定都市の区域内にあり、行う事業がその指定都市を含む都道府県の複数の市町村に渡る場合、所轄庁が従来の県から指定都市に変更になります。同様に、従来国所管であった複数の都道府県で事業を実施している法人の所轄庁が、一部の例外を除き主たる事務所の所在する都道府県となります。該当する法人は変更後の所轄庁に対し定款変更の届出等を行います。

なお、現在横浜市の所轄となっている法人（横浜市内のみで事業を行う法人）については、現行どおり横浜市が所轄庁となり、変更はありません。

◆4 所轄庁の監督について（第56条）

必要な限度の範囲において「立入検査」「(改善のための) 勧告」、勧告に従わない場合は、「勧告結果の公表」「(勧告に基づく) 措置命令」とステップが明確化されました。なお、上記検査等を拒否した時には、133条に基づき理事、監事等に対し過料が科されます。

◆5 情報の公開について（第59条の2）(28.4.1改正分)

事務所における閲覧可能な資料として「現況報告書」「定款」が加わりました。また、定款については、新規の認可や変更時にはその公表が義務付けられました。

本条については28.4.1、29.4.1と2段階で改正される予定です。備え置くべき書類、公表すべき書類について注意してください。

(29年4月1日施行分)

◆6 評議員の選任方法について（第31条第5項、附則第9条各項）

「理事または理事会が評議員を選任し、または解任する旨の定款の定めはその効力を有しない」とされ、選定委員会などを設けて行います。新たな評議員会は平成29年4月1日に設置することとなりますので、平成28年度中に選任手続を進める必要があります。

手続きの進め方や選定委員の資格要件などについては、国からの通知や、定款準則の改正等で周知される見込みですので、適時お知らせします。

◆7 定款の備置き及び閲覧等について（第34条の2）

主たる事務所及び従たる事務所に備え置きます。また、閲覧を申請できるのは、従来は利害関係人のみでしたが、改正後は、何人であれ閲覧請求が可能となり、閲覧請求があった場合は書面や電磁的方法により対処する必要があります。

また、定款は公表対象となります。（⇒◆28参照）

◆8 機関の設置（評議員会の必置化）について（第36条第1項）

従来、保育所（＋一時預かり事業）のみを実施する法人などについては任意設置であった評議員会が、すべての法人について必置となりました。

◆9 会計監査人の設置義務について（第37条）

会計監査人を置くべき法人の要件については、別にその事業の規模を政令で定めるとされています。現時点では明確にされていませんが、社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）においては、一定の収益ないし負債のある法人が想定され（10億円以上の収益または20億円以上の負債など）ています。

◆10 評議員の資格等について（第40条）

従来の理事の要件とほぼ同様ですが、

- ・「役員または当該法人の職員を兼ねることができない」
- ・「定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」（例えば、理事6人に対して7人）
- ・各評議員、及び各役員について、「厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない」

とされ、特に特殊関係については厳格に排除されています。それを踏まえたうえで、十分時間をかけて選任を行う必要があると考えられます。

◆11 評議員の人数の緩和について（第40条 - 関連、附則第10条）

原則、理事を超える数（7名以上）とされていますが、1法人1施設など、「現に存する社会福祉法人であって、事業の規模が政令で定める基準を越えない」小規模な法人については、当初の評議員数を4人以上で可（施行日から3年間）とする緩和要件が設定される見込みです。

◆12 評議員の任期（第41条）

「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とされ、定時評議員会は、「毎会計年度の終了後一定の時期」に開催するものであり、従来でいう決算理事会の時期に合わせて改選手続を行うことが可能となりました。なお、定款で別に定めることにより、6年以内までとすることも可能です。

◆13 役員等の選任について（第 43 条）

役員及び会計監査人は評議員会の決議によって選任されることがされており、評議員会が決定権を有することが明確化されています。

◆14 理事の資格等について（第 44 条）

理事について、6 人以上と法律上明文化されました（従来は法人審査基準や定款準則）。

①「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」②「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」③「当該社会福祉法人が施設を設置している場合においては、当該施設の管理者」が必ず含まれなければならないとされています。

また、親族等特殊関係人について、各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が 3 人を超えることはできないとされ、同様に各理事と厚生労働省令で定める特殊関係の関係のある者が総数の 3 分の 1 を超えることはできないとされています。

◆15 監事の資格等について（第 44 条）

監事について、2 人以上と法律上明文化されました。

理事・法人職員との兼職の禁止や、各役員との親族等特殊関係人の就任の禁止については従来と同様となっています。

◆16 役員任期について（第 45 条、附則第 14 条）

従来の 2 年を超えることができないという規定から、「選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする」と変更されています。

平成 29 年 4 月 1 日に在任する役員については、新評議員による最初の定時評議員会終了までの任期となります。

また、役員解任には、評議員会の決議が必要です。

◆17 会計監査人の資格、任期について（第 45 条の 2、第 45 条の 3）

資格については、公認会計士または監査法人のみとされています。

任期は「選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする」とされており、実質 1 年間となりますが、その定時評議員会において解任や廃止の決議がなければ、再任されたものとみなされます。

◆18 評議員会の決議事項について（45 条の 8）

改正法上で定める、役員・会計監査人の選任（43 条）、役員解任（45 条の 4）、賠償額の決定（45 条の 20）、役員等の報酬の基準（45 条の 35）、定款の変更（45 条の 36）、解散の決定（46 条）、社会福祉充実計画の承認（55 条の 2）などは、評議員会の決議が必須となります。なお、これら以外の事項でも、定款で評議員会の決議を要することを定めることができます。評議員会の決議を必要とすることが法律上定められている事項について、他の機関等に移譲することはできません。

◆19 評議員会の運営（第45条の9）

定時評議員会の開催は毎会計年度終了後一定期間内とされています。なお、これ以外にも必要に応じて適時招集できます。招集は例外を除き、理事が行います。

決議は原則として議決に加わることができる評議員の過半数が出席したうえで、その過半数で決議します。なお、決議事項の一部（定款変更等）は議決に加わることができる評議員の2/3以上による決議が必要です。

◆20 理事の職務権限等（第45条の16）

理事長のほか、業務執行理事を定めることができますが、理事長（及び業務執行理事）は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないと定められています。ただし、定款で毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、その報告をしなければならない旨を定めた場合はこの限りでないとなっています。

◆21 役員等または評議員の賠償責任（第45条の20、21）

任務を怠ったときは法人に対し、悪意または重大な過失があったときはこれによって損害が生じた第三者に対し、損害賠償責任が発生します。例として、自己または第三者に意図的に便宜を図るような契約によって法人に損害を与えた場合、当該理事のほか、当該契約を理事会で議決した時は、その承認の決議に賛同した理事なども損害賠償責任の対象に含まれます。

◆22 報酬等について（第45条の35、第59条の2）

従来においても、役員報酬等の支給には役員報酬規程などの支給根拠が必要でしたが、役員や評議員の報酬の基準を定めることが明記されました。

なお、役員及び評議員の報酬基準については公表が義務付けられるとともに、区分ごと（役員、評議員）の報酬総額については、現況報告書に記載することが義務付けられます。

◆23 社会福祉充実残額について（第55条の2第3項）

いわゆる内部留保の取扱いについて定められました。

なお、詳細については、今後通知等が出た際にお知らせします。

◆24 社会福祉充実計画について（第55条の2第1項）

前述の社会福祉充実残額が生じた場合に、それを活用した社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得る必要があります。

◆25 社会福祉充実計画の事業内容について（第55条の2第3項、第4項）

社会福祉充実計画に記載し、実施する事業（社会福祉充実事業）は、「既存事業」（＝既に行っている事業）の充実と「新規事業」で構成されます。

「新規事業」として何の事業を行うかについては、1、社会福祉事業又は公益事業（第2条第4項第4号に掲げるもののみ）、2、「地域公益事業」、3、1、2以外の公益事業の順に検討することとされています。

(参考) 地域における公益的な取組と地域公益事業の差異

	地域における公益的な取組	社会福祉充実事業のうち地域公益事業
根拠法令	改正社会福祉法第 24 条第 2 項	同法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号
予算	予算措置＝費用が無くてもよい	社会福祉充実残額を活用する
所轄庁	現況報告書による報告	社会福祉充実計画の承認が必要
地域の意見	意見聴取は不要	意見聴取が必要
実施義務	義務あり	社会福祉事業（義務あり）として実施を検討

◆26 社会福祉充実計画の作成手続等について（第 55 条の 2 第 5 項～第 7 項）

- ・社会福祉充実計画の作成においては、事業費及び社会福祉充実残額について、財務に関する専門的な知識経験を有する者として省令で定める者
 - ・「地域公益事業」を行う社会福祉充実計画の作成においては、内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他関係者の意見を聴取することが義務付けられています。
- また、社会福祉充実計画は、所轄庁に提出する前に、評議員会での承認が必要です。

◆27 所轄庁への届出（第 59 条）

提出書類は大きくは変わりませんが、現況報告書の様式が変わり、現況報告書には役員名簿、（受けた）補助金、役員の親族との取引状況のほか、地域における公益的な取組の取組状況（「地域の福祉ニーズへの対応状況欄」）、役員区分ごとの報酬総額を記載したうえで、提出することとなる予定です。

その他、役員報酬の基準に関する書類、事業計画書などが加わります。

◆28 情報の公開（第 59 条の 2）（29.4.1 改正分）

従来の現況報告書、財務諸表に加え、定款、報酬基準が公表対象となります。

備え置くべき書類、公表すべき書類について引き続き注意するほか、現況報告書や財務諸表については既にインターネットでの公表が義務化されているため、法人の HP の開設についても早期に検討を進めていただくようお願いします。

【別紙2】 社会福祉法(社会福祉法人関連)の主な変更点

	現行	変更後 (注意)今後示される政令・通知の内容は含んでいません。	備考 (注)現時点の情報によるものであり今後変更の可能性あります。
1 平成28年4月1日からの主な変更点			
(1) 地域における公益的な取組を実施する責務の明確化(第24条)	<新設>	社会福祉事業・公益事業の実施に当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない責務を明確化(第24条)	
(2) 特別の利益供与の禁止(第26条の2)	<新設>	事業の実施に当たり、理事・監事・評議員・職員等の法人の関係者に対し、特別の利益(備考1)を与えてはならない責務の新設(第26条の2)	(備考1)「特別の利益」について(法人税法基本通達1-1-8) 一般社団・財団法人の行う非営利事業が非課税とされるためには、特別の利益提供の禁止が要件となっており、この「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。 (1) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。 (2) 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。 (3) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。 (4) 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。 (5) 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。 (6) 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること
(3) 所轄庁による監督権限(第56条、第133条)	所轄庁は、指導監査の結果、法令・定款違反があった場合は、改善命令を行うことができる。(第56条)	所轄庁は、指導監査の結果、法令・定款違反があった場合は、 <u>改善勧告を行うことができ、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u> ・ <u>勧告を受けた社会福祉法人が、勧告に係る措置をとらなかつた場合は、改善命令を行うことができる。(第56条)</u> ・指導監査において、 <u>虚偽報告、検査の拒否・妨害・忌避を行ったときは、法人役員は、20万円以下の過料に処する。(第133条)</u>	
(4) 透明性確保・情報公開対象範囲の拡大(法人定款及び現況報告書等)(第59条の2・第133条)	・事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事監査意見書は、各事務所に備え置き、サービス利用者等から請求があった場合は閲覧させなければならない。(第44条第4項) ・上記書類の備付け、虚偽記載、閲覧拒否を行ったときは、法人役員は、20万円以下の過料に処する。(第133条) ・上記書類のインターネットでの公表は通知(「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(雇発0529第13号ほか平成26年5月29日))で発出	・事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事監査意見書、 <u>法人定款及び現況報告書は、請求があった場合は閲覧させなければならない(対象者をサービス利用者等に限定しない)</u> (第59条の2) ・上記書類の備付け、虚偽記載、閲覧拒否を行ったときは、法人役員は、20万円以下の過料に処する。 <u>(過料対象書類に、法人定款及び現況報告書を追加)</u> (第133条)	
(5) 同一県内で事業を営む法人の認可等に関する権限移譲(第30条)		<u>都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲(第30条)</u>	

	現行	変更後 (注意)今後示される政令・通知の内容は含んでいません。	備考 (注)現時点の情報によるものであり今後変更の可能性あります。
2 平成29年4月1日からの主な変更点			
(1) 評議員会の必置化及び各機関の役割変更			
ア 理事 (第44条・第45条・第45条の16・第45条の17)	<ul style="list-style-type: none"> ○定数 3人以上(第36条)(定款準則第5条で6人以上) ○資格(定款準則第5条) ・施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えないこと。 ・学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が参加していること。 ・親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えないこと。 理事定数 親族等の人数 6～9名 1名 10～12名 2名 13名～ 3名 ・1人以上の施設長等が理事として参加すること。(審査基準第3-2) 評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと(審査基準第3-2) ○任期(第36条) 2年以内(定款準則第6条では2年) ○理事長の職務(定款準則第9条) ・日常の業務として理事会が定めるものの決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○定数(第44条) 6人以上 ○資格(第44条) ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者が必置 ・事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が必置 ・法人経営施設の管理者が必置 ・各理事間の親族等特殊関係は理事総数の1/3以内 ○任期(第45条) 選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終年度に関する定時評議員会の終結時まで(定款で短縮してもよい) ○理事長の職務 ・社会福祉法人の業務を執行する。(第45条の16) ・社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。(第45条の17) 	
イ 理事会 (第45条の13)	<ul style="list-style-type: none"> ○職務・権限(指導監査要綱I5-(1)-4) 要議決事項 ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ③ 定款の変更 ④ 合併 ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定 ⑥ 社会福祉事業に係る許認可、その他の所轄庁等の許認可を受ける事項 ⑦ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更 ⑧ 施設長の任免その他重要な人事 ⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(軽微なものを除く) ⑩ 役員報酬に関する事項 ⑪ その他、この法人の業務に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○職務・権限(第45条の13) 理事会は次の職務を行う ・法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・理事長の選定・解職 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務の決定を理事に委任することができない。 ・重要な財産の処分及び譲り受け ・多額の借財 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 ・理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして政令で定める体制の整備 	
ウ 評議員 (第31条、第39条、第40条、第41条)	<ul style="list-style-type: none"> ○定数(第42条) 理事の2倍を超える数 ○資格(審査基準第3-4(4)・(5)) ・施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えないこと。 ・地域の代表を加えること。 ・利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。 ・理事との兼務可 ○親族等の特殊関係人の制限(理事と同様)(定款準則第12条) ○選任(定款準則第12条備考) ・社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で法人の趣旨に賛成し、協力する者の中から理事会の同意を得て理事長が委嘱する。 ○任期(定款準則第12条備考) 2年 	<ul style="list-style-type: none"> ○定数(第40条) 理事を超える数(小規模法人は施行から3年間は4人以上(附則第10条)) ○資格 ・社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任。(第39条) ・役員・法人職員との兼務禁止(第40条) ・各役員・評議員との親族等特殊関係禁止(第40条) ○選任 評議員は、社会福祉法人が定款に定めるところにより選任する。(第39条)(備考2) ・理事又は理事会が評議員を選任し又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。(第31条) ○任期(第41条) 選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終年度に関する定時評議員会の終結時まで(定款で「6年以内」とすることも可) 	(備考2) 『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)では、評議員の選任・解任については、一般財団・公益財団法人を参考に、定款で定める方法(選任委員会・評議員会の議決等)によることとするとされています。
エ 評議員会 (第36条、第43条、第45条第12ほか)	<ul style="list-style-type: none"> ○設置義務(定款準則第12条備考) 原則設置。次の事業のみを行う法人については設置しなくても可。 ① 地方公共団体が措置をとる社会福祉事業 ② 保育所を経営する事業 ③ 介護保険事業 ○権限 ・理事及び監事の選任(定款準則第7条備考) ・次の事項の審議(定款準則第12条備考) ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ③ 定款の変更 ④ 合併 ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定 ⑥ その他重要事項で、理事会において必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○設置義務(第36条) 必置 ○職務・権限 次の事項の決議 ① 役員・会計監査人の選任・解任(第43条、第45条の4) ② 役員等の賠償責任の免除(第45条の20) ③ 定款の変更(第45条の36) ④ 計算書類等の承認(第45条の30)) ⑤ 合併の承認及び解散の決定(第46条) ⑥ 役員報酬基準の承認(第45条の35) ⑦ 社会福祉充実計画の承認等(第55条の2) 	

	現行	変更後 (注意)今後示される政令・通知の内容は含んでいません。	備考 (注)現時点の情報によるものであり今後変更の可能性あります。
オ 監事 (第44条・第45条・第45条の18)	<p>○定数 1名(第36条)(定款準則第5条で2名以上とされている)</p> <p>○資格(社会福祉法人審査基準 第3-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。 ・1人は財務諸表等を監査し得る者であること。 ・理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。 ・他の役員と親族等の特殊の関係がない者。 ・社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者でない者。 <p>○任期 2年以内(第36条)</p> <p>○職務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の業務執行の状況の監査(第40条) ・法人の財産の状況の監査(第40条) ・監査した結果不整を発見したとき、これを評議員会及び所轄庁への報告義務(第40条) ・監査報告書を作成し、理事会及び所轄庁への報告義務(社会福祉法人審査基準 第3-3) ・必要があると認めるときに理事会(評議員会)に出席して意見を述べること。(第40条) 	<p>○定数 2人以上(第44条第3項)</p> <p>○資格(第44条第5項・第7項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業について識見を有する者が必置 ・財務管理について識見を有する者が必置 ・各役員との親族等特殊関係禁止 ・理事・法人職員との兼職禁止 <p>○任期(第45条) 選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終年度に関する定時評議員会の終結時まで(定款で短縮しても可)</p> <p>○職務・権限(第45条の18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の職務の状況の監査 ・監査報告書の作成 ・評議員会への説明義務 ・理事会への出席義務 ・不正を発見した場合の評議員会への報告義務 ・理事の行為の差止め 	
(2) 会計監査人の設置 (第37条・第38条・第45条の2・第45条の3・第45条の19)	<新設>	<ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める規模(備考3)以上の社会福祉法人は、会計監査人を設置しなければならない責務を新設(第37条) ・会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならず、法人の役職員や、他業務により法人から継続的な報酬を受けている者は、会計監査人になることができない(第45条の2) ・会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時まで(再任は可)(第45条の3) ・会計監査人は、貸借対照表、収支計算書及び附属明細書並びに財産目録等を監査し、会計監査報告書を作成する(第45条の19) 	<p>(備考3)「政令で定める規模」について 今後、政令で示される予定ですが、『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)では、会計監査人設置を義務付ける法人は、次のいずれかに該当する法人とすることが適当であるとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業活動計算書上のサービス活動収益が10億円以上(段階的に範囲を拡大) ② 貸借対照表上の負債額が20億円以上
(3) 役員等の損害賠償責任 (第45条の20～第45条の22、第130条の2～第130条の5関係)	<新設>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・評議員・会計監査人が任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害の賠償責任を負う責務の新設(第45条の20) ・役員・評議員・会計監査人が、職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき、及び重要書類等への虚偽記載等があったときは、これによって第三者に生じた損害の賠償責任を負う責務の新設(賠償責任を負う者による連帯債務)(第45条の22) ・役員・評議員が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は法人に損害を加える目的で背任行為を行った罪(特別背任罪)の新設(7年以下の懲役又は500万円以下の罰金)(第130条の2) ・役員・評議員・会計監査人が不正の請託を受けて財産上の利益を收受した罪の新設(5年以下の懲役又は500万円以下の罰金)(第130条の3) 	
(4) 役員報酬基準の作成及び公表 (第45条の35、第59条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・評議員の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、その地位にあることのみによっては支給しない(定款準則第8条) ・報酬に関し必要な事項は、理事会議決を経て、理事長が別に定める(役員報酬規程が必要)(定款準則第8条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・評議員の報酬は、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の状況、法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準を定め、評議員会の承認を受けなければならない。(第45条の35) ・報酬支給基準の承認を受けたときは、これを公表しなければならない。(第59条の2)(備考4) 	<p>(備考4)報酬支給基準のほか、現況報告書について、役員名簿、役員親族等との取引内容、役員区分ごとの報酬総額を追加し、閲覧・公表対象とするとされています。(「全国厚生労働関係部局長会議資料」(平成28年1月20日))</p>
(5) 社会福祉充実計画の作成・実施 (第55条の2)	<新設>	<ul style="list-style-type: none"> ・純資産から事業継続に必要な財産(備考5)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化 ・再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討)等 ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認 ・事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならないこと。 ・評議員会及び所轄庁による計画の承認(第55条の2) 	<p>(備考5)社会福祉充実残額の算出方法 ※社会福祉充実残額＝「純資産の額」-「必要な財産の額(①事業に活用する土地、建物等②建物の建替、修繕に必要な資金③必要な運転資金④基本金、国庫補助等特別積立金)」</p> <p>・今後、国からの通知等で示される予定ですが、『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)では、 控除対象財産額(必要な財産の額)は、①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等(土地、建物、設備等)、②現在の事業の再生産に必要な財産(建替、大規模修繕に必要な自己資金)、③必要な運転資金(事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応)を基本に算定することとされています。</p>

	現行	変更後 (注意)今後示される政令・通知の内容は含んでいません。	備考 (注)現時点の情報によるものであり今後変更の可能性あります。
(6) 情報公開範囲のさらなる拡大 (第45条の32、第45条の34、第59条の2、 第133条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人定款、現況報告書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事監査意見書は、各事務所に備え置き、請求があった場合は閲覧させなければならない。(第59条の2) ・ 上記書類は、厚生労働省令の定めるところにより、インターネットで公表 ・ 上記書類の備付け、虚偽記載、閲覧拒否を行ったときは、法人役員は、20万円以下の過料に処する(第133条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人定款、現況報告書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監査報告、付属明細書、<u>財産目録、役員等名簿、報酬支給基準</u>は、何人も閲覧を請求でき、請求があった場合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。(第45条の32、第45条の34) ・ 公表の対象となる書類に、<u>財産目録、役員等名簿、報酬支給基準</u>を追加(公表が必要な書類は厚生労働省令で定める)(第59条の2) ・ <u>過料の対象となる書類に、役員等名簿、報酬支給基準を追加</u>(第133条) <p>※ 財産目録の備付け違反は現行制度でも過料対象</p>	

◆【別紙3】（参考）社会福祉法改正に伴う標準的スケジュール等

28年4月1日施行分

地域における公益的な取組の実施、利益供与の禁止、財務諸表の公表、所轄庁の変更、退職手当制度の見直し

29年4月1日施行分

評議員会の設置（既設置法人にあっては改組）、会計監査人の設置（対象法人）、社会福祉充実残額の算定および社会福祉充実計画の策定・地域公益事業等の実施、役員等報酬基準の策定

年度	月	法人
H27	3	<ul style="list-style-type: none"> ◆国通知発出見込（4月以降になる可能性あり） ◆旧評議員会・旧理事会 予算、地域における公益的取組の決定（計画審議）
H28	4～6	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における公益的取組の開始 ◆定款、現況報告書の備置き ◆旧評議員会・旧理事会 決算、定款変更（所轄庁変更のある場合） ◆現況報告書の提出→財務諸表電子開示システムの整備等により、様式変更の可能性あり
	期中 ～3末	<ul style="list-style-type: none"> ◆国通知発出見込（夏以降） ◆旧評議員会・旧理事会 定款変更（H29.4.1施行に関する事項） 新評議員の選任方法等の決定→29.3.31までに新評議員を選任（任期はH29.4.1～）
H29	4～6	<ul style="list-style-type: none"> ◆新評議員の任期開始（H29.4.1～） ◆新理事会 新役員の選任（案） 決算、社会福祉充実計画（対象法人）（、役員等報酬基準） ◆新評議員会 決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 新役員、会計監査人の選任→任期開始（現役員の任期満了） ◆社会福祉充実計画の申請（対象法人）（H29.6.30までに所轄庁に提出） ◆現況報告書、役員等名簿、役員等報酬基準等の届出（H29.6.30までに所轄庁に提出） 現況報告書には区分ごとの役員等報酬総額、関係者取引、公益的取組を記載。
	～	